

計画作成年度	令和4年度
計 画 主 体	京丹後市

令和5年3月策定

京丹後市鳥獣被害防止計画（第6期）

<連絡先>

担 当 部 署 名	京丹後市農林水産部農林整備課
所 在 地	京都府京丹後市大宮町口大野226番地
電 話 番 号	0772-69-0430
F A X 番 号	0772-64-5660
メールアドレス	norin@city.kyotango.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ、ヌートリア、その他獣類、カラス、その他鳥類
計画期間	令和5年度 ～ 令和7年度
対象地域	京丹後市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		面 積	金 額
イ ノ シ シ	水稻、野菜、果樹	5.52 h a	6,318 千円
ニ ホ ン ジ カ	水稻、野菜、果樹	10.33 h a	11,297 千円
ニ ホ ン ザ ル	水稻、野菜、果樹	0.04 h a	35 千円
ツキノワグマ	果樹	0.01 h a	67 千円
ヌートリア その他獣類	水稻、野菜、果樹	1.11 h a	1,906 千円
カ ラ ス	野菜、果樹	0.64 h a	2,706 千円
その他鳥類	水稻、野菜、果樹	0.35 h a	422 千円
合 計		18.00 h a	22,751 千円

(2) 被害の傾向

イ ノ シ シ	1年を通じて市内全域に出没し、水稻、野菜類及び果樹に大きな被害を与えている。 また、農道や畦畔等の農業基盤及び人家庭先の掘り起こし等、農作物以外の被害も発生している。
ニ ホ ン ジ カ	1年を通じて市内全域に出没し、水稻、野菜類及び果樹に大きな被害を与えている。 また、庭木被害や車両との接触事故も増えている。
ニ ホ ン ザ ル	1年を通じて、丹後町、弥栄町に群れで出没し、野菜類及び果樹に被害を与え、一部地域では、屋根瓦、雨樋の破損などの生活環境被害も発生しており、住民の安全と静穏の確保が求められている。 また、平成21年頃よりハナレザルが市内全域で目撃されるようになっている。
ツ キ ノ ワ グ マ	1年を通じて市内全域で目撃情報があり、主に7月から10月にかけて、網野町、久美浜町の果樹園に出没し、大きな被害を与えている。 また、秋を中心に柿などを目当てに集落内にも出没し、人身被害の発生が懸念されるため、住民の安全と静穏の確保が求められている。
ヌ ー ト リ ア そ の 他 獣 類	1年を通じて市内全域に出没し、野菜類及び果樹に被害を与えている。特にアライグマ、ハクビシンは民家へも侵入し、生活環境被害を発生させている。
カ ラ ス そ の 他 鳥 類	1年を通じて市内全域に出没し、特に野菜類及び果樹に大きな被害を与えている。 また、繁殖期には、カラスによる停車車両への損傷行為、サギによる近隣人家への糞害等、生活環境被害も発生している。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（令和4年度）	目標値（令和7年度）
被害面積	18.00 h a	9.80 h a
被害金額	22,751 千円	13,430 千円

＜鳥獣別内訳＞

鳥獣の種類	被害指標	現状値 (令和４年度)	目標値 (令和７年度)
イノシシ	面積	5.52 h a	3.10 h a
	金額	6,318 千円	4,000 千円
ニホンジカ	面積	10.33 h a	5.64 h a
	金額	11,297 千円	7,090 千円
ニホンザル	面積	0.04 h a	0.03 h a
	金額	35 千円	30 千円
ツキノワグマ	面積	0.01 h a	0.01 h a
	金額	67 千円	60 千円
ヌートリア その他獣類	面積	1.11 h a	0.55 h a
	金額	1,906 千円	950 千円
カラス	面積	0.64 h a	0.23 h a
	金額	2,706 千円	1,000 千円
その他鳥類	面積	0.35 h a	0.24 h a
	金額	422 千円	300 千円
合 計	面積	18.00 h a	9.80 h a
	金額	22,751 千円	13,430 千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題																				
捕獲等に関する取組	① 捕獲対策 ア 捕獲体制 京丹後市内には、京都府猟友会の支部が3支部存在しており、各支部と委託契約を締結し、捕獲班員による管理捕獲を実施。また、捕獲班員を含めた鳥獣被害対策実施隊を平成28年度に編成。 <table><tr><td>京都府猟友会</td><td>管 轄</td></tr><tr><td>中郡支部猟友会</td><td>峰山、大宮</td></tr><tr><td>竹野郡支部猟友会</td><td>網野、丹後、弥栄</td></tr><tr><td>久美浜支部猟友会</td><td>久美浜</td></tr></table> イ 捕獲方法 <table><tr><th>鳥 獣</th><th>捕 獲 方 法</th></tr><tr><td>イノシシ ニホンジカ</td><td>くくりわな、捕獲檻・柵、近隣市町と連携した広域捕獲（銃器）</td></tr><tr><td>ニホンザル</td><td>銃器、捕獲檻による被害防止捕獲、大型捕獲檻による個体数調整捕獲</td></tr><tr><td>ツキノワグマ</td><td>京都府第13次鳥獣保護管理事業計画および第二種特定鳥獣管理計画-ツキノワグマ-に基づき、防除対策及び捕獲対策を実施</td></tr><tr><td>ヌートリア その他獣類</td><td>捕獲檻による捕獲</td></tr><tr><td>カラス その他鳥類</td><td>銃器や捕獲檻による捕獲</td></tr></table>	京都府猟友会	管 轄	中郡支部猟友会	峰山、大宮	竹野郡支部猟友会	網野、丹後、弥栄	久美浜支部猟友会	久美浜	鳥 獣	捕 獲 方 法	イノシシ ニホンジカ	くくりわな、捕獲檻・柵、近隣市町と連携した広域捕獲（銃器）	ニホンザル	銃器、捕獲檻による被害防止捕獲、大型捕獲檻による個体数調整捕獲	ツキノワグマ	京都府第13次鳥獣保護管理事業計画および第二種特定鳥獣管理計画-ツキノワグマ-に基づき、防除対策及び捕獲対策を実施	ヌートリア その他獣類	捕獲檻による捕獲	カラス その他鳥類	銃器や捕獲檻による捕獲	捕獲班員の捕獲個体の埋設処理に係る労務軽減のためには集落単位の処分地確保が望ましいが、地元協力が得られにくい地域があるため、理解を求める啓発が必要である。 また、微生物処理による個体処理施設の建設については検討を継続する。 平成22年5月の営業開始から13年が経つ市営の食肉処理施設「京たんごぼたん・もみじ比治の里」は、精肉の販売額が施設運営費を上回っていない中、今後、設備更新も予想されるが、被害防止捕獲事業の一環として運営していく必要がある。
京都府猟友会	管 轄																					
中郡支部猟友会	峰山、大宮																					
竹野郡支部猟友会	網野、丹後、弥栄																					
久美浜支部猟友会	久美浜																					
鳥 獣	捕 獲 方 法																					
イノシシ ニホンジカ	くくりわな、捕獲檻・柵、近隣市町と連携した広域捕獲（銃器）																					
ニホンザル	銃器、捕獲檻による被害防止捕獲、大型捕獲檻による個体数調整捕獲																					
ツキノワグマ	京都府第13次鳥獣保護管理事業計画および第二種特定鳥獣管理計画-ツキノワグマ-に基づき、防除対策及び捕獲対策を実施																					
ヌートリア その他獣類	捕獲檻による捕獲																					
カラス その他鳥類	銃器や捕獲檻による捕獲																					

	② ニホンジカ捕獲強化事業の実施 狩猟期間におけるニホンジカ捕獲強化のため、京都府の奨励策を実施。 ③ 捕獲施設の設置支援 京丹後市野生鳥獣被害対策協議会が購入した捕獲施設を貸与。 ④ 狩猟免許取得奨励 新たに狩猟免許を取得し、被害防止捕獲を行う見込みの者に狩猟免許取得経費を補助。 ⑤ 猟銃所持許可更新料の補助 銃器を所持する捕獲班員の減少を防ぐため、班員の猟銃所持許可更新料を補助。 ⑥ 猟銃購入費補助 銃器を所持する捕獲班員の確保を図るため、新規に銃器を取得し、捕獲班員として活動する見込みの者に銃器の購入に要する経費を補助。 ⑦ 捕獲鳥獣の処理方法 捕獲個体の約8割は捕獲班員により埋設処理され、次いで有効活用が2割弱、残りは市の焼却施設における焼却処理となっているため、一定規模の埋設処理地を確保するための支援策として施工経費の補助を行い、また、イノシシとニホンジカについては、市の衛生管理ガイドラインに基づき、市営の食肉処理施設「京たんご ぼたん・もみじ比治の里」に持ち込み有効活用。	
--	--	--

防 護 柵 の 設 置 等 に 関 す る 取 組	① 防護柵の設置支援 京丹後市野生鳥獣被害対策協議会が事業主体となり、農家組合等が設置する防護柵に対する支援を実施。 ② 追い払いの実施及び検証 ニホンザルについて、集落が主体となった追い払いを支援するため、追い払い資材の支給及びサル位置情報システムの導入を行うとともに、講習会等を開催。 イノシシ・ニホンジカについて、超音波を用いた忌避装置の効果検証を実施。	全体的に農作物被害は減少傾向にあるが、防護柵の整備が進んだ地域では、民家周辺や公道への大型獣侵入が多くなり、生活環境被害が増加している。また、従来、被害の無かった地域にも出没するようになってきているため、引き続き防護柵の整備が必要である。
生 息 環 境 管 理 そ の 他 の 取 組	① 集落への意識啓発 収穫残渣、放任果樹の除去等の誘因物対策に係る研修会の開催及び啓発チラシの配布。	放任果樹の除去や収穫残渣の放置を無くすなど集落ぐるみで防除対策に取り組む意識が薄く、ニホンザルの追い払い活動についても引き続き、その必要性について意識啓発が必要である。

(5) 今後の取組方針

鳥獣被害の防止を図るため、「管理目的捕獲」、「被害防除対策」、「生息環境管理」の3視点から総合的に対策を行う。

① 管理目的捕獲

ア 被害防止捕獲

捕獲業務を市内の各支部猟友会に委託するとともに、鳥獣被害対策実施隊を編成し、市内全域で有害鳥獣の捕獲を行う。また、狩猟期間におけるニホンジカの捕獲強化を図るため、京都府の奨励策を実施する。

イ 広域捕獲

市内各支部猟友会と協力し、猟銃を使用したイノシシ、ニホンジカの広域捕獲及び隣接市町と連携し、府県境や市町村境を越えた広域捕獲は必要に応じて行う。

② 被害防除対策

京丹後市野生鳥獣被害対策協議会が事業主体となり、農家組合等が設置する防護柵に対する支援を実施する。鳥獣被害を効果的に防除するため、被害防止効果や設置後の維持管理を考慮した防護柵の設置場所を選定するとともに、集落間の調整を図り効率的な防護柵の設置を推進する。

また、防護柵の管理不足による被害を生じさせないため、維持管理を徹底するよう指導を行う。

さらに、イノシシ・ニホンジカ対策として、超音波を用いた忌避装置の効果検証を継続実施し、その活用について検討する。

③ 生息環境管理

集落や農地の不要残渣、放任果樹の除去等の誘因物対策に係る普及啓発を行う。

④ ニホンザル対策の強化

集落が一丸となった追い払いの必要性について周知を図るとともに、追い払い活動を支援するため、集落への追い払い資材の支給及びサル位置情報システムの活用を図る。また、必要に応じて、テレメトリー調査による行動圏調査のほか生息調査、被害状況調査などを行い、群れの個体数調整捕獲の実施を検討する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

くくりわなや捕獲檻などの捕獲施設を中心とした捕獲活動は、従来どおり市内猟友会各支部に捕獲業務を委託し、捕獲班を編成する。また、主に銃器を使用した捕獲活動及び大型捕獲檻によるニホンザルの捕獲活動は、鳥獣被害対策実施隊を編成する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	イノシシ	捕獲体制強化 ・ 京丹後市野生鳥獣被害対策協議会による檻、柵などの捕獲施設設置に対する地元支援 ・ 大型捕獲檻における遠隔監視捕獲システムの活用 ・ ツキノワグマについては、府の捕獲許可に基づき、京丹後市野生鳥獣被害対策協議会が保有する捕獲檻により対応
	ニホンジカ	
	ニホンザル	
	ツキノワグマ	
	ヌートリア その他獣類	捕獲班員の確保・育成 ・ 狩猟免許取得に対する支援 ・ 猟銃所持許可更新手数料の支援 ・ 猟銃購入経費の支援
	カラス その他鳥類	

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
イノシシ	対象鳥獣の中でも被害を及ぼす割合は高いが、豚熱感染による個体数の減により、被害額は減少していることから、過去5年間の実績及び平均値を参考に1,500頭を設定する。
ニホンジカ	対象鳥獣の中でも被害を及ぼす割合は高く、被害額は増加傾向にあることから、過去5年間の実績及び平均値を参考に3,000頭を設定する。

ニホンザル	加害個体を特定した捕獲（被害防止捕獲）については、京都府の第二種特定鳥獣管理計画－ニホンザルーに基づき、一つの群れについてメス成獣を１０頭以上残すこととしたうえで群れ頭数の１０％、１５頭に設定する。ただし、群れに対して移出入を行う可能性のあるオスの個体については、被害防止捕獲の許可頭数として定めた捕獲上限数に含めない。
ツキノワグマ	京都府の第二種特定鳥獣管理計画－ツキノワグマ－に基づき、被害防除対策を講じた上で捕獲を実施し、住民の安全の確保を図る。 なお、府の管理計画に基づいて実施する必要があるため、捕獲計画数は設定しない。
ヌートリア その他獣類	被害額は増加傾向にあることから、過去５年間の実績及び平均値を参考に３００頭を設定する。
カラス その他鳥類	被害額は横ばいにあることから、過去５年間の実績及び平均値を参考に３５０羽を設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和５年度	令和６年度	令和７年度
イノシシ	１，５００頭	１，５００頭	１，５００頭
ニホンジカ	３，０００頭	３，０００頭	３，０００頭
ニホンザル	１５頭	１５頭	１５頭
ヌートリア その他獣類	３００頭	３００頭	３００頭
カラス その他鳥類	３５０羽	３５０羽	３５０羽



捕獲等の取組内容			
対象鳥獣	捕獲手段	捕獲予定場所	捕獲の実施 予定時期
イノシシ ニホンジカ	くくりわな、捕獲檻、 捕獲柵、銃器 侵入防止柵と一体的 なわなを設置	市内全域	通年
ニホンザル	銃器、捕獲檻、大型捕 獲檻	丹後町、弥栄町 (ハナレザルは市内全域)	通年
ヌートリア その他獣類	捕獲檻	市内全域	通年
カラス その他鳥類	銃器及び捕獲檻	市内全域	通年

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
特になし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
市内全域	地方自治法第252条の17の2第1項及び京都府の事務処理の特例に関する条例に基づき、平成12年度から京丹後市に事務委任されているイノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等の捕獲許可事務を現行どおり実施していくものとする。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容			
	防護柵種類	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンジカ	電気柵、金網柵、ワイヤーメッシュ柵	45km	45km	45km
ニホンザル	金網一体型電気柵			
ツキノワグマ	電気柵 ワイヤーメッシュ柵			

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容
	令和5年度 ～ 令和7年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル ツキノワグマ	- 京丹後市野生鳥獣被害対策協議会を事業主体とする防護柵の設置や管理に対する指導 - 集落ぐるみの追い払い等防除対策実施に向けた地元啓発及び支援 - 超音波を用いた忌避装置の効果検証及び活用検討

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ツキノワグマ ヌートリア その他獣類 カラス その他鳥類	・ 集落、農地の収穫残渣、放任果樹の除去に係る啓発 ・ 被害対策講習会等への参加呼びかけ

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称		役 割
京都府 丹波県 丹波市	中郡支部猟友会	・ 現地調査 ・ 対象鳥獣の捕獲及び追い払い
	竹野郡支部猟友会	
	久美浜支部猟友会	
京丹後警察		・ 警察官職務執行法による対応
京都府 (丹後地域野生鳥獣被害対策チーム)		・ 鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可の交付
京丹後市		・ 鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可の交付
		(共通) ・ 情報収集及び住民に対する注意喚起、安全対策 ・ 関係機関と連携し、対処方法を検討する

(2) 緊急時の連絡体制

(連絡)	(対応を検討)	(注意喚起、安全対策、追い払い対応)
目撃者 ⇒	京丹後市 京都府 京丹後警察	京丹後警察、京都府、京丹後市、猟友会
		(職務執行法による対応) 京丹後警察 ⇒ 猟友会
		(捕獲許可による対応) 京都府、京丹後市 ⇒ 猟友会

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣の処理については、現地埋設処理、有効活用及び市焼却場における焼却処理を基本とするが、捕獲個体の処理負担を軽減するための新たな施策については引き続き検討する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	イノシシ、ニホンジカについて、市の衛生管理ガイドラインに基づき、市営の食肉処理施設「京たんご ぼたん・もみじ比治の里」へ運搬し、食肉、ペットフードとして有効活用を図る。
ペットフード	
皮革	特になし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのとけ給餌、学術研究等)	特になし

(2) 処理加工施設の取組

平成22年より稼働している市営の食肉処理施設「京たんご ぼたん・もみじ比治の里」について、順次設備更新を図りながら、引き続き、捕獲イノシシ、ニホンジカの処理施設として運営していく（年間処理計画頭数は900頭）。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

食肉処理に従事する職員の技術向上を図るため、食肉処理に関する研修をすすめるとともに、食肉利用に適した捕獲方法等の習得のため、捕獲班員に対しジビエハンター研修会等への参加を促す。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協 議 会 の 名 称		京丹後市野生鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称		役 割
京都府猟友会	中郡支部猟友会	- 被害防止捕獲 - 野生鳥獣および狩猟に関する知識、経験を生かした鳥獣被害防止対策の助言 - 新規狩猟免許取得者に対し、効果的な捕獲方法等の指導 - 狩猟期間における捕獲鳥獣の情報提供
	竹野郡支部猟友会	
	久美浜支部猟友会	
丹後地区森林組合		- 林業者等からの被害状況を把握し、山林における鳥獣被害の情報提供 - 緩衝帯の整備及び整備後の管理に対する指導、助言
京都府農業共済組合 丹後支所		共済加入者からの被害状況を把握し、農地における鳥獣被害の情報提供
京都府 (丹後地域野生鳥獣被害対策チーム)		- 先進的な取組、近隣市町村の状況など広域的な視点から情報提供 - 農林業被害、環境被害対策の立案 - 広域被害防止捕獲の調整 - 被害防止技術の支援及び普及 - モデル事業の推進
京丹後市農業委員会		農業委員を通じ農家からの被害状況を把握し、農地における鳥獣被害の情報提供
京丹後市農業経営者会議		農家からの被害状況を把握し、農地における鳥獣被害の情報提供
京丹後市		農林水産部農林整備課に協議会事務局を置き、窓口として総合調整

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
丹後地域 野生鳥獣広域捕獲協議会	・ 管内 2 市 2 町の境界を越える広域的な捕獲を行うために必要な事項を協議
丹後・但馬地域 野生鳥獣被害対策連絡協議会	・ 府県の境界を越える広域的な捕獲を行うために必要な事項を協議

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

被害防止施策を適切に実施するため、50 名を上限に市職員 5 名及び猟友会長からの推薦者による実施隊を編成する。

(沿革)

平成 23 年度： 捕獲班のサポート及び防除技術の指導を目的に市職員 5 名で編成

平成 28 年度： 目的に対象鳥獣捕獲の実施を加え、市職員 5 名、猟友会長からの推薦者 10 名の計 15 名に再編

平成 29 年度： 活動強化のため、猟友会長からの推薦者を増員。現在に至る。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特になし